

和歌山大学教育機構学術情報センター規則

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 55 号

最終改正 令和 5年 6月 23日

(趣旨及び目的)

第1条 この規則は、和歌山大学教育機構学術情報センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 センターは、学内の共同利用施設として、和歌山大学（以下「本学」という。）の図書その他の各種図書館資料及び各種図書館施設・設備を整備・運用するほか、情報戦略及び実施に係る事項を取扱い、並びに情報専門教育、情報一般教育、計算機利用環境の提供、研究開発支援等に資することを目的とする。

(附属組織)

第2条 センターの附属組織として、図書館を置く。

2 前項の附属組織に関する事項は、別に定める。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 図書その他の各種図書館資料の整理・運用
- (2) 図書館施設・設備の整備
- (3) 情報戦略の企画立案及び実施
- (4) 情報専門教育
- (5) 情報一般教育及び人材育成
- (6) 前2号に必要な計算機利用環境の提供
- (7) 計算機システムやネットワークシステムの利用支援及び研究支援
- (8) 計算機システムやネットワークに関する研究開発
- (9) 全学のデータベース設計、構築支援
- (10) 計算機システムやネットワークシステムの保守管理
- (11) 情報セキュリティの整備及び維持管理並びに情報セキュリティ関係の教育の実施に係る支援
- (12) その他センターが必要と認めたこと

(運営委員会)

第4条 センターに関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 削除

(組織)

第6条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 図書館長
- (4) 専任教員
- (5) その他の職員

学術情報センター規則

(センター長)

第7条 センター長は、本学の専任教授の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第8条 副センター長は、本学の専任教授の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。

(専任教員)

第9条 専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

(業務の分掌)

第10条 センターの業務を処理するため、研究開発部及び事務室を置く。

(専門部会)

第11条 センターには、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後におけるセンター長及び副センター長は、任期途中の者にあつては施行日前日の者とし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成16年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第319号)

この改正規則は、平成16年7月23日から施行する。

附 則 (平成20年7月25日一部改正：法人和歌山大学規程第858号)

この改正規則は、平成20年7月25日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1103号)

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1475号)

この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第1544号)

この改正規則は、平成26年9月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1961号)

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2668号)

この改正規則は、令和5年7月1日から施行する。